

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
令和7年9月 19 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 0件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国 民 年 金 関 係 1件

厚生年金保険関係 0件

(3)年金記録の訂正請求を却下としたもの 0件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第 2500124 号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第 2500015 号

第 1 結論

昭和 55 年*月から昭和 59 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 55 年*月から昭和 59 年 3 月まで

昭和 55 年*月頃、父か母が A 県 B 市の C 出張所において大学生であった私の国民年金の加入手続を行い、母が請求期間の国民年金保険料を納付してくれていたと思う。

当時の年金手帳は処分してしまったが、母が年金に入っているからと言っていたのを覚えているので、調査の上、請求期間の記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、大学在学中の昭和 55 年*月頃、請求者の父又は母が国民年金の加入手続を行い、その後は、母が請求期間に係る国民年金保険料を納付していた旨主張している。

しかしながら、国民年金保険料を納付するためには、住所地の市区町村において国民年金の加入手続を行い、年金記録を管理するための国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)の払出しを受ける必要があるところ、社会保険オンラインシステム等により旧姓を含めて氏名検索を行ったが、請求者が請求期間当時に住民登録をしていたとする A 県内及び請求者が請求期間のうち大学在学中に居住していたとする D 県内において、請求者に対する記号番号の払出しは確認できない。

また、請求者が請求期間当時に住民登録をしていたとする B 市は、市町村合併により平成 17 年 10 月以降、E 市となっているところ、同市は、請求期間当時の国民年金の加入・喪失・保険料納付記録等について、日本年金機構に移管済みの資料以外に、独自に管理・保管している資料はない旨回答している上、請求者が大学在学中に居住していたとする F 市も、独自に管理・保管している資料はない旨回答している。

さらに、請求者は、請求期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、これらを行っていたとする請求者の父母は既に亡くなっていることから、請求者の国民年金の加入状況等について確認することができない。

このほか、請求者又は請求者の母が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料はなく、ほかに請求者の請求期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。